

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が、平成26年4月1日より5%から8%へ、令和元年10月1日より10%へ引き上げられました。この消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度土庄町一般会計決算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	105,331 千円
(歳出)	社会保障施策に要する経費	1,969,365 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	142,879	901	3,100	36,808	8,780	93,290
	障害者福祉事業	295,990	212,642	0	0	7,170	76,178
	児童福祉事業	495,726	234,738	39,400	39,324	15,678	166,586
	母子福祉事業	19,368	4,173	0	482	1,266	13,447
	小計	953,963	452,454	42,500	76,614	32,894	349,501
社会保険	介護保険事業	252,970	12,291	0	0	20,703	219,976
	国民健康保険事業	139,044	76,195	0	0	5,406	57,443
	後期高齢者医療事業	245,275	46,120	0	0	17,131	182,024
	小計	637,289	134,606	0	0	43,240	459,443
保健衛生	健康増進事業	1,598	411	0	8	101	1,078
	病院事業	317,159	0	10,400	15,777	25,030	265,952
	疾病予防事業	38,551	1,099	0	3,688	2,904	30,860
	医療提供体制確保事業	20,805	745	0	6,547	1,162	12,351
	小計	378,113	2,255	10,400	26,020	29,197	310,241
合計	1,969,365	589,315	52,900	102,634	105,331	1,119,185	

※事務費及び事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）は除いています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。